随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	学校給食課		
案　　件　　名	学校給食食材（特別栽培米）		
案　件　の　概　要	学校給食への特別栽培米の供給に係る単価契約		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　6　年　6　月　15　日	契約の相手方	兵庫六甲農業協同組合
契　約　金　額	1,728,000 円　（うち消費税相当額　157,091 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　6　年　6　月　22　日　まで		
随意契約とした理由	当該契約は、減農薬、減化学肥料でもって栽培したお米を活用することにより、安心で安全な給食を提供するための学校給食用特別栽培米納入契約である。 JA兵庫六甲三田においては、生産農家が減農薬、減除草剤の厳守など化学肥料の使用を抑え、堆肥の利用など有機質による土壌づくりから会員が一丸となり、米や地場野菜を生産し、学校給食への食材として供給に取り組んでいる。また、学校給食部会を立ち上げるとともに、生産部会組織とも連携しており、特色ある三田の食材を安定して供給するには欠くことのできないパートナーである。 本市においても、地域と農業者と一体となって地産地消を推進し、さらには次世代を担う子どもたち自身に“さんだの恵み”を享受してもらうことで、食育事業展開の一端としていきたいと考えている。 上記のことから、納入を予定している特別栽培米を仕入れる先としては、兵庫六甲農業協同組合が最も相応しく、よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質または目的が競争入札に適しないもの)により、兵庫六甲農業協同組合と単独随意契約を締結するものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		